

令和 8 年度大平墓園墓地使用者募集要領

これまでに返還のあった 20 区画の普通墓地について、次により使用者を募集する。

1 募集内容

(1) 区 画 数 20 区画

(2) 墓地の種別等

種別	墓碑形状	区画番号	面 積	永代使用料	年間管理料
普通	横型墓碑	A－ 4 9	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 6 6	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 7 0	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 7 2	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 8 5	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 1 0 5	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 1 4 3	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	A－ 2 2 9	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	横型墓碑	B－ 6 5	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	C－ 1 3	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	C－ 5 1	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	C－ 9 4	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	C－ 1 2 4	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	C－ 1 6 5	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	C－ 2 0 0	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	D－ 2 1	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	D－ 3 0	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	D－ 5 9	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	D－ 2 1 2	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円
普通	縦型墓碑	F－ 3 6	4. 0 0 m ²	450,000 円	2,480 円

※普通墓地は、墓標等の規格及び面積が決まっています。

2 申し込み受付

- (1) 申し込み資格 釜石市内に住所または、本籍を有する方。
(ただし、現在大平墓園に墓地を所有している世帯の方は除く)

(2) 申し込み方法

- ①一世帯一区画の申し込みとする。(使用が決定した場合、申込者が使用者となる)
- ②申請者が市外居住者の場合は本籍記載の住民票謄本を申込書に添付する。
- ③申込書は生活環境課市民生活係、各地区生活応援センターで配布する。市ホームページ内の募集告知ページからもダウンロード可とする。
- ④申込書の受付は生活環境課市民生活係のみとする。(持参及び郵送に限る。FAX、メール、電話等での申込みは不可。)
- ⑤申し込み受付後に「大平墓園墓地使用申し込み控え」を交付する。

- (3) 受付期間 10月15日～11月16日
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
※郵送は最終日消印有効。

3 決定方法 抽選を行い、高順位の当選者から希望区画を選ぶ。

4 抽選日時 令和8年11月27日(金)午後2時から 釜石市役所4階 大会議室

5 抽選の受付

(1) 受付は当日午後1時から午後2時までとし、午後2時までに来場しない場合は抽選に参加できないこととする。

(2) 参加者は「大平墓園墓地使用申し込み控え」を持参することとし、忘れてきた場合は受付で身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)を提出する。

(3) 何らかの理由により申込者が抽選に参加できない場合は、委任状の提出により代理を認める。委任状は抽選日に受付に提出すること。

代理人の範囲は定めないが、一人が複数人の代理となることはできない。

また、申込者が他の代理人を兼ねることもできない。

6 抽選方法

抽選は予備抽選(当日受付順)と本抽選の2回行う。

7 次期権利者について

(1) 当選者の辞退があった場合の対応として次期権利者(優先的に墓地使用の権利を得る者)を設ける。

(2) 次期権利者は3名とする。

(3) 当選者確定後、当選者を除いた申込者より抽選を行う。

(4) 次期権利者の有効期間は開催年度内(令和9年3月31日迄)とする。

(5) 墓地使用の権利を次の順位の者に譲ることはできず、断った時点で次期権利者の権利を喪失する。

8 その他

(1) 大平墓園内に募集区画等を表示する。

(2) 永代使用料は、令和9年1月15日(金)を納入期限とする。(分割不可)

(3) 永代使用料は、墓標等設置や納骨の有無に関わらず、墓地を返還しても返金しない。